

財形住宅融資金利のお知らせ

財形融資

○適用期間

令和7年7月1日～令和7年9月30日までに融資のお申込みをされた方

※ 次回の融資金利改定スケジュール 令和7年10月1日（発表：令和7年9月下旬）

令和7年4月1日～令和7年6月30日までに融資のお申込みをされた方の金利は、本お知らせの最後のページに掲載しています。

○融資金利

＜団体信用生命保険に加入する場合＞

	新機構団信	新機構団信 (デュエット)	新3大疾病付機構団信
当初5年間	年 1.97%	年 2.15%	年 2.21%
6年目からの5年間	未定 *1		
11年目以降 (5年経過ごとに見直します。)	未定 *2		

- 健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資はご利用いただけます。
その場合の融資金利は以下のとおりです。

当初5年間	年 1.77%
6年目からの5年間	未定 *1
11年目以降 (5年経過ごとに見直します。)	未定 *2

*1 融資の契約締結日から5年を経過する日の翌日の属する月の2か月前の月の1日において新規申込受理分に適用される金利

*2 見直し後の金利適用日から5年を経過する日の翌日の属する月の2か月前の月の1日において新規申込受理分に適用される金利

(融資金利の特例措置について)

- 平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間に、中小企業勤労者（常時雇用する労働者数が300人以下である企業に勤務する方をいいます。）が財形住宅融資の申込みをされる場合は、当初5年間は上表の融資金利から年0.20%引き下げた融資金利が適用されます。
- 平成27年7月1日から令和8年3月31日までの間に、子ども等を扶養する勤労者（健康保険等において、本人又は配偶者が被保険者等であって、子ども等（※）を扶養する方をいいます。）が財形住宅融資の申込みをされる場合は、当初5年間は上表の融資金利から年0.20%引き下げた融資金利が適用されます。

※ 子ども等とは、次のア及びイに該当する方をいいます。

ア 出生日が次の表に該当すること

申込みの受付時点	出生日
令和7年4月1日～令和8年3月31日	平成19年4月2日以降

イ 申込みの受付時点で、次の(7)又は(イ)のいずれかに該当すること

- (7) 申込本人又はその配偶者を被保険者とする健康保険等において被扶養者となっている申込本人の三親等内の親族（申込本人の配偶者の三親等内の親族を含みます。）
- (イ) 申込本人を被保険者とする健康保険等において被扶養者となっている申込本人と内縁の関係にある者の子

(ご注意)

- 独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う財形転貸融資とは異なります。
- 財形住宅融資の金利は、5年固定金利制です。
- 5年経過ごとに金利の見直しがありますので、将来の金利情勢によっては、見直し後の金利が上昇し、返済額が増加することがあります。
- 融資の条件および手続については、「財形住宅融資のご案内」（パンフレット）又は当機構ホームページ（www.jhf.go.jp）をご覧ください。
- 長期間の多額の借入金を将来の金利情勢にかかわらず安定的に安心してご返済いただくには、「財形住宅融資」と長期固定金利型住宅ローンを組み合わせてご利用いただくことをお勧めします。

【財形住宅融資】１００万円当たりの返済額（めやす）＜当初５年間＞

		＜元金均等返済の場合（第１回目）＞				＜元利均等返済＞			
		団体信用生命保険の加入区分				団体信用生命保険の加入区分			
		新機構団信	新機構団信 （デュエット）	新３大疾病付 機構団信	加入しない	新機構団信	新機構団信 （デュエット）	新３大疾病付 機構団信	加入しない
返済 期間	融資金利（当初５年間）	年 1.97%	年 2.15%	年 2.21%	年 1.77%	年 1.97%	年 2.15%	年 2.21%	年 1.77%
1 年	毎月払い	84,974	85,124	85,174	84,808	84,225	84,307	84,334	84,134
	ボーナス払い	509,850	510,750	511,050	508,850	507,399	508,076	508,302	506,647
2 年	毎月払い	43,307	43,457	43,507	43,141	42,527	42,606	42,632	42,439
	ボーナス払い	259,850	260,750	261,050	258,850	256,186	256,754	256,944	255,555
3 年	毎月払い	29,418	29,568	29,618	29,252	28,629	28,708	28,734	28,542
	ボーナス払い	176,516	177,416	177,716	175,516	172,459	172,993	173,171	171,867
4 年	毎月払い	22,474	22,624	22,674	22,308	21,682	21,760	21,786	21,594
	ボーナス払い	134,850	135,750	136,050	133,850	130,603	131,122	131,295	130,029
5 年	毎月払い	18,307	18,457	18,507	18,141	17,514	17,593	17,619	17,427
	ボーナス払い	109,850	110,750	111,050	108,850	105,497	106,007	106,177	104,931
6 年	毎月払い	15,529	15,679	15,729	15,363	14,737	14,816	14,842	14,649
	ボーナス払い	93,183	94,083	94,383	92,183	88,764	89,270	89,439	88,204
7 年	毎月払い	13,545	13,695	13,745	13,379	12,754	12,833	12,860	12,666
	ボーナス払い	81,278	82,178	82,478	80,278	76,817	77,320	77,489	76,260
8 年	毎月払い	12,057	12,207	12,257	11,891	11,267	11,347	11,374	11,179
	ボーナス払い	72,350	73,250	73,550	71,350	67,860	68,363	68,531	67,305
9 年	毎月払い	10,900	11,050	11,100	10,734	10,111	10,192	10,219	10,023
	ボーナス払い	65,405	66,305	66,605	64,405	60,898	61,400	61,568	60,342
10 年	毎月払い	9,974	10,124	10,174	9,808	9,187	9,268	9,295	9,098
	ボーナス払い	59,850	60,750	61,050	58,850	55,331	55,834	56,002	54,775
11 年	毎月払い	9,216	9,366	9,416	9,050	8,432	8,513	8,540	8,342
	ボーナス払い	55,304	56,204	56,504	54,304	50,779	51,283	51,452	50,223
12 年	毎月払い	8,585	8,735	8,785	8,419	7,803	7,884	7,912	7,713
	ボーナス払い	51,516	52,416	52,716	50,516	46,989	47,494	47,664	46,431
13 年	毎月払い	8,051	8,201	8,251	7,885	7,271	7,353	7,380	7,180
	ボーナス払い	48,311	49,211	49,511	47,311	43,784	44,291	44,461	43,225
14 年	毎月払い	7,593	7,743	7,793	7,427	6,815	6,898	6,926	6,724
	ボーナス払い	45,564	46,464	46,764	44,564	41,039	41,548	41,719	40,478
15 年	毎月払い	7,196	7,346	7,396	7,030	6,421	6,504	6,532	6,329
	ボーナス払い	43,183	44,083	44,383	42,183	38,663	39,174	39,345	38,100
16 年	毎月払い	6,849	6,999	7,049	6,683	6,076	6,160	6,188	5,984
	ボーナス払い	41,100	42,000	42,300	40,100	36,585	37,098	37,270	36,020
17 年	毎月払い	6,542	6,692	6,742	6,376	5,772	5,856	5,884	5,679
	ボーナス払い	39,261	40,161	40,461	38,261	34,754	35,269	35,442	34,187
18 年	毎月払い	6,270	6,420	6,470	6,104	5,502	5,587	5,615	5,409
	ボーナス払い	37,627	38,527	38,827	36,627	33,128	33,645	33,819	32,559
19 年	毎月払い	6,026	6,176	6,226	5,860	5,261	5,346	5,375	5,167
	ボーナス払い	36,165	37,065	37,365	35,165	31,675	32,194	32,369	31,103
20 年	毎月払い	5,807	5,957	6,007	5,641	5,044	5,130	5,158	4,950
	ボーナス払い	34,850	35,750	36,050	33,850	30,368	30,891	31,066	29,794
21 年	毎月払い	5,609	5,759	5,809	5,443	4,848	4,934	4,963	4,754
	ボーナス払い	33,659	34,559	34,859	32,659	29,188	29,713	29,889	28,612
22 年	毎月払い	5,428	5,578	5,628	5,262	4,670	4,757	4,786	4,575
	ボーナス払い	32,577	33,477	33,777	31,577	28,116	28,644	28,821	27,537
23 年	毎月払い	5,264	5,414	5,464	5,098	4,508	4,595	4,624	4,413
	ボーナス払い	31,589	32,489	32,789	30,589	27,139	27,669	27,847	26,558
24 年	毎月払い	5,113	5,263	5,313	4,947	4,360	4,447	4,477	4,264
	ボーナス払い	30,683	31,583	31,883	29,683	26,245	26,777	26,956	25,661
25 年	毎月払い	4,974	5,124	5,174	4,808	4,223	4,311	4,341	4,127
	ボーナス払い	29,850	30,750	31,050	28,850	25,424	25,958	26,138	24,837
26 年	毎月払い	4,846	4,996	5,046	4,680	4,098	4,186	4,216	4,001
	ボーナス払い	29,080	29,980	30,280	28,080	24,666	25,204	25,385	24,077
27 年	毎月払い	4,727	4,877	4,927	4,561	3,982	4,071	4,101	3,884
	ボーナス払い	28,368	29,268	29,568	27,368	23,967	24,507	24,688	23,374
28 年	毎月払い	4,617	4,767	4,817	4,451	3,874	3,963	3,994	3,776
	ボーナス払い	27,707	28,607	28,907	26,707	23,318	23,861	24,043	22,723
29 年	毎月払い	4,514	4,664	4,714	4,348	3,774	3,864	3,894	3,675
	ボーナス払い	27,091	27,991	28,291	26,091	22,715	23,260	23,444	22,117
30 年	毎月払い	4,418	4,568	4,618	4,252	3,681	3,771	3,802	3,582
	ボーナス払い	26,516	27,416	27,716	25,516	22,153	22,701	22,886	21,553
31 年	毎月払い	4,329	4,479	4,529	4,163	3,594	3,685	3,715	3,494
	ボーナス払い	25,979	26,879	27,179	24,979	21,629	22,180	22,365	21,026
32 年	毎月払い	4,245	4,395	4,445	4,079	3,512	3,604	3,634	3,412
	ボーナス払い	25,475	26,375	26,675	24,475	21,138	21,692	21,878	20,532
33 年	毎月払い	4,166	4,316	4,366	4,000	3,436	3,528	3,559	3,335
	ボーナス払い	25,001	25,901	26,201	24,001	20,678	21,234	21,422	20,069
34 年	毎月払い	4,091	4,241	4,291	3,925	3,364	3,457	3,488	3,263
	ボーナス払い	24,555	25,455	25,755	23,555	20,246	20,805	20,993	19,635
35 年	毎月払い	4,021	4,171	4,221	3,855	3,297	3,390	3,421	3,195
	ボーナス払い	24,135	25,035	25,335	23,135	19,839	20,401	20,590	19,225

【財形住宅融資（中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置又は子ども等を扶養する勤労者貸付金利引下げ特例措置）】１００万円当たりの返済額（めやす）＜当初５年間＞

借入申込書に記入する返済額を算出するときは、２ページの表を使用してください。

■ 実際の返済額試算用

返済 期間		＜元金均等返済の場合（第１回目）＞				＜元利均等返済＞			
		団体信用生命保険の加入区分				団体信用生命保険の加入区分			
		新機構団信	新機構団信 (デュエット)	新３大疾病付 機構団信	加入しない	新機構団信	新機構団信 (デュエット)	新３大疾病付 機構団信	加入しない
年	融資金利（当初５年間）	年 1.77%	年 1.95%	年 2.01%	年 1.57%	年 1.77%	年 1.95%	年 2.01%	年 1.57%
1 年	毎月払い	84,808	84,958	85,008	84,641	84,134	84,216	84,243	84,043
	ボーナス払い	508,850	509,750	510,050	507,850	506,647	507,324	507,550	505,895
2 年	毎月払い	43,141	43,291	43,341	42,974	42,439	42,518	42,544	42,351
	ボーナス払い	258,850	259,750	260,050	257,850	255,555	256,123	256,312	254,925
3 年	毎月払い	29,252	29,402	29,452	29,085	28,542	28,620	28,646	28,455
	ボーナス払い	175,516	176,416	176,716	174,516	171,867	172,400	172,578	171,275
4 年	毎月払い	22,308	22,458	22,508	22,141	21,594	21,673	21,699	21,507
	ボーナス払い	133,850	134,750	135,050	132,850	130,029	130,546	130,719	129,455
5 年	毎月払い	18,141	18,291	18,341	17,974	17,427	17,505	17,532	17,340
	ボーナス払い	108,850	109,750	110,050	107,850	104,931	105,440	105,610	104,368
6 年	毎月払い	15,363	15,513	15,563	15,196	14,649	14,728	14,754	14,562
	ボーナス払い	92,183	93,083	93,383	91,183	88,204	88,708	88,876	87,646
7 年	毎月払い	13,379	13,529	13,579	13,212	12,666	12,745	12,771	12,578
	ボーナス払い	80,278	81,178	81,478	79,278	76,260	76,761	76,929	75,705
8 年	毎月払い	11,891	12,041	12,091	11,724	11,179	11,258	11,285	11,091
	ボーナス払い	71,350	72,250	72,550	70,350	67,305	67,805	67,972	66,751
9 年	毎月払い	10,734	10,884	10,934	10,567	10,023	10,103	10,129	9,934
	ボーナス払い	64,405	65,305	65,605	63,405	60,342	60,842	61,009	59,790
10 年	毎月払い	9,808	9,958	10,008	9,641	9,098	9,178	9,205	9,010
	ボーナス払い	58,850	59,750	60,050	57,850	54,775	55,275	55,443	54,223
11 年	毎月払い	9,050	9,200	9,250	8,883	8,342	8,423	8,450	8,253
	ボーナス払い	54,304	55,204	55,504	53,304	50,223	50,724	50,891	49,670
12 年	毎月払い	8,419	8,569	8,619	8,252	7,713	7,794	7,821	7,623
	ボーナス払い	50,516	51,416	51,716	49,516	46,431	46,933	47,101	45,877
13 年	毎月払い	7,885	8,035	8,085	7,718	7,180	7,262	7,289	7,090
	ボーナス払い	47,311	48,211	48,511	46,311	43,225	43,728	43,896	42,670
14 年	毎月払い	7,427	7,577	7,627	7,260	6,724	6,806	6,834	6,634
	ボーナス払い	44,564	45,464	45,764	43,564	40,478	40,983	41,152	39,922
15 年	毎月払い	7,030	7,180	7,230	6,863	6,329	6,412	6,439	6,238
	ボーナス払い	42,183	43,083	43,383	41,183	38,100	38,606	38,776	37,542
16 年	毎月払い	6,683	6,833	6,883	6,516	5,984	6,067	6,094	5,893
	ボーナス払い	40,100	41,000	41,300	39,100	36,020	36,528	36,699	35,461
17 年	毎月払い	6,376	6,526	6,576	6,209	5,679	5,763	5,791	5,588
	ボーナス払い	38,261	39,161	39,461	37,261	34,187	34,697	34,868	33,625
18 年	毎月払い	6,104	6,254	6,304	5,937	5,409	5,493	5,521	5,317
	ボーナス払い	36,627	37,527	37,827	35,627	32,559	33,071	33,242	31,995
19 年	毎月払い	5,860	6,010	6,060	5,693	5,167	5,252	5,280	5,075
	ボーナス払い	35,165	36,065	36,365	34,165	31,103	31,617	31,790	30,538
20 年	毎月払い	5,641	5,791	5,841	5,474	4,950	5,035	5,063	4,857
	ボーナス払い	33,850	34,750	35,050	32,850	29,794	30,311	30,484	29,227
21 年	毎月払い	5,443	5,593	5,643	5,276	4,754	4,839	4,867	4,660
	ボーナス払い	32,659	33,559	33,859	31,659	28,612	29,130	29,304	28,042
22 年	毎月払い	5,262	5,412	5,462	5,095	4,575	4,661	4,690	4,482
	ボーナス払い	31,577	32,477	32,777	30,577	27,537	28,058	28,233	26,965
23 年	毎月払い	5,098	5,248	5,298	4,931	4,413	4,499	4,527	4,318
	ボーナス払い	30,589	31,489	31,789	29,589	26,558	27,081	27,257	25,984
24 年	毎月払い	4,947	5,097	5,147	4,780	4,264	4,350	4,379	4,169
	ボーナス払い	29,683	30,583	30,883	28,683	25,661	26,186	26,363	25,084
25 年	毎月払い	4,808	4,958	5,008	4,641	4,127	4,214	4,243	4,032
	ボーナス払い	28,850	29,750	30,050	27,850	24,837	25,364	25,542	24,258
26 年	毎月払い	4,680	4,830	4,880	4,513	4,001	4,088	4,117	3,905
	ボーナス払い	28,080	28,980	29,280	27,080	24,077	24,607	24,785	23,496
27 年	毎月払い	4,561	4,711	4,761	4,394	3,884	3,972	4,001	3,788
	ボーナス払い	27,368	28,268	28,568	26,368	23,374	23,907	24,086	22,791
28 年	毎月払い	4,451	4,601	4,651	4,284	3,776	3,864	3,894	3,680
	ボーナス払い	26,707	27,607	27,907	25,707	22,723	23,258	23,438	22,137
29 年	毎月払い	4,348	4,498	4,548	4,181	3,675	3,764	3,794	3,579
	ボーナス払い	26,091	26,991	27,291	25,091	22,117	22,655	22,835	21,529
30 年	毎月払い	4,252	4,402	4,452	4,085	3,582	3,671	3,701	3,484
	ボーナス払い	25,516	26,416	26,716	24,516	21,553	22,093	22,274	20,962
31 年	毎月払い	4,163	4,313	4,363	3,996	3,494	3,584	3,614	3,396
	ボーナス払い	24,979	25,879	26,179	23,979	21,026	21,568	21,750	20,433
32 年	毎月払い	4,079	4,229	4,279	3,912	3,412	3,502	3,532	3,314
	ボーナス払い	24,475	25,375	25,675	23,475	20,532	21,077	21,260	19,937
33 年	毎月払い	4,000	4,150	4,200	3,833	3,335	3,426	3,456	3,237
	ボーナス払い	24,001	24,901	25,201	23,001	20,069	20,617	20,801	19,472
34 年	毎月払い	3,925	4,075	4,125	3,758	3,263	3,354	3,385	3,164
	ボーナス払い	23,555	24,455	24,755	22,555	19,635	20,184	20,369	19,034
35 年	毎月払い	3,855	4,005	4,055	3,688	3,195	3,287	3,317	3,096
	ボーナス払い	23,135	24,035	24,335	22,135	19,225	19,777	19,963	18,622

※ ６年目以降の金利は未定です。

※ ６年目以降、0.2%の融資金利引き下げ特例措置は終了します。

住宅金融支援機構 財形住宅融資 商品概要説明書

説明事項	商品概要
資金使途	ご自分で所有及び居住するための住宅を建設・購入又はリフォームするための資金 ※ 住宅ローンのお借換えには利用できません。
融 資 額	次の①又は②のいずれか低い額が融資限度額となります（100万円以上、10万円単位）。 ① 借入申込日における一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の残高（合計）の10倍の額（最高4,000万円） ② 住宅の新築若しくは購入に必要な額及び土地の取得（整備を含みます。）に必要な額（所要額）の90%又はリフォームに必要な額（所要額）の90%の額 ※ 例外もございます。詳しくは、「財形住宅融資のご案内」をご覧ください。 ※ 審査の結果、ご融資額がご希望どおりの金額とならない場合がございます。
返 済 期 間	返済期間は、10年以上（*）で、かつ、次の①又は②のいずれか短い年数が上限となります（1年単位で設定）。 （*）リフォームの場合は1年以上 ① 申込区分・構造等による最長返済期間 ・ 建設、新築住宅購入、リ・ユースプラスマンション購入又はリ・ユースプラス住宅（中古住宅）購入：35年 ・ リ・ユースマンション又はリ・ユース住宅（中古住宅）購入：25年 ・ リフォーム：20年 ② 年齢による最長返済期間 「80歳」－「申込本人又は収入合算者（注）いずれか年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」 （注）収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合のみ。
融 資 金 利	5年固定金利 ※当初5年間は、借入申込日現在における財形住宅融資の融資金利が適用されます。ただし、中間資金に係る融資金利は、中間資金用の融資金利が適用されます。 ※中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置（2026年3月31日まで）又は子ども等を扶養する勤労者の貸付金利引下げ特例措置（2026年3月31日まで）を利用する場合については、通常の財形住宅融資の融資金利から年0.2%引き下げた金利が適用されます（6年目以降は年0.2%の引き下げは行わず、通常の財形住宅融資と同じ金利となります）。 ※融資の契約締結日から5年を経過する日の翌日に適用金利が変更され、6年目以降も5年ごとに見直します。 ※加入する団体信用生命保険の種類等に応じて異なる融資金利が適用されます。最新の融資金利は、住宅金融支援機構のホームページ等でご確認ください。なお、返済が終了するまでの間に、脱退年齢（満80歳）に達して団体信用生命保険から脱退する場合、新3大疾病付機構団信の加入者が満75歳に達して3大疾病・介護の保障が終了する場合等、団体信用生命保険の保障が終了し、又は保障内容に異変が生じた場合でも金利は変更されません。 ※ 詳しくは、「財形住宅融資のご案内」及び「財形住宅融資の融資金利に関する確認書」をご覧ください。
返 済 方 法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い ※ 6か月ごとのボーナス払い（お借入額の40%以内（50万円単位））も併用できます。 ※ 融資額が130万円未満となる場合は、ボーナス併用払いを利用することはできません。
担 保	融資の対象となる建物と敷地に、機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。 ※ リフォーム融資の場合は、建物に機構のための第1順位の抵当権を設定していただきますが、建物が共同建ての場合や融資額が520万円を超える場合等機構が必要と認めたときは、敷地にも抵当権を設定していただきます。 ※ 抵当権の設定費用（司法書士報酬等）は、お客さま負担となります。 ※ 詳しくは、「財形住宅融資のご案内」をご覧ください。
保 証 人	必要ありません。
物 件 検 査	住宅が機構の定める技術基準に適合していることを確認する物件検査を受けていただきます。 物件検査手数料は、各検査機関等により異なります（物件検査の申請先については、機構ホームページでご確認ください）。 ※ 物件検査の手数料は、お客さま負担となります。
団 体 信 用 生 命 保 険	団体信用生命保険には、「新機構団信（一般）」、「新機構団信（ペア連生）」及び「新3大疾病付機構団信」があり、いずれかを選択し、ご加入いただけます。ただし、加入後の変更はできません。 なお、健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合は、死亡・身体障害状態などお客さまに万一のことがあっても団体信用生命保険の保障を受けることはできません。 ※ 保障は資金の受取日（資金を分割でお受取りになる場合は最終回資金の受取日）から開始されます。

説明事項	商品概要
資金の受取	資金の受取方法は、申込区分により異なります。 【申込区分が新築住宅建設の場合】 次の①又は②のいずれかの方法からお選びいただけます。 ① 一括受取：住宅が完成し、所定の手続きが終わってから一度に受け取る方法 ② 分割受取：現場審査（中間時）を申請した後に中間資金を受け取り、残りを住宅完成後に受け取る方法 分割受取の中間資金のお受取は、住宅の融資のみの場合は住宅融資額の80%又は60%の額、住宅と土地の融資がある場合は住宅融資額の80%又は60%の額と土地融資額の100%の額の合計額です。 【申込区分が新築住宅建設以外の場合】 一括受取のみです。 ※ 詳しくは、「財形住宅融資のご案内」をご覧ください。
火災保険	返済終了までの間、融資の対象となる建物に、火災保険（損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済）を付けていただきます。 建物の火災による損害を補償対象としていただきます。 保険金額は、融資額以上(*)とします。 (*)融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額（評価額）を超える場合は、評価額とします。 ※ 火災保険料は、お客さま負担となります。
手数料	融資手数料、返済方法変更手数料及び繰上返済手数料は必要ありません。
再度申込み	融資手続中に、申込み時の金利よりも融資金利が下がった場合は、金利引下げのメリットを受けるために、今回の申込みを取り下げ、再度お申込みをしていただくことができます（以下「再度申込み」といいます。）。ただし、再度申込みをされた時点での状況に基づき改めて審査をしますので、審査の結果、融資を受けられなくなる場合や融資額が減額される場合があります。 また、申込みの日から6か月を経過する日の属する月の末日まで（新築住宅購入融資については、次の①又は②のとおり）は、再度申込みはできません。 ① マンション：申込みの日から1年を経過する日の属する月の末日まで ② ①以外の場合：申込みの日から9か月を経過する日の属する月の末日まで 再度申込みをする場合は、「財形住宅融資のご案内」に記載した注意点を十分ご確認の上、手続を行ってください。

(令和7年4月現在)

令和7年4月1日～令和7年6月30日までに融資のお申込みをされた方の金利は、以下のとおりです。

財形住宅融資金利のお知らせ

令和7年4月1日

財形融資

○適用期間

令和7年4月1日～令和7年6月30日までに融資のお申込みをされた方

※ 次回の融資金利改定スケジュール 令和7年7月1日（発表：令和7年6月下旬）

令和7年1月1日～令和7年3月31日までに融資のお申込みをされた方の金利は、本お知らせの最後のページに掲載しています。

○融資金利

＜団体信用生命保険に加入する場合＞

	新機構団信	新機構団信 (デュエット)	新3大疾病付機構団信
当初5年間	年 2.09%	年 2.27%	年 2.33%
6年目からの5年間	未定 *1		
11年目以降 (5年経過ごとに見直します。)	未定 *2		

- 健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資はご利用いただけます。
その場合の融資金利は以下のとおりです。

当初5年間	年 1.89%
6年目からの5年間	未定 *1
11年目以降 (5年経過ごとに見直します。)	未定 *2

*1 融資の契約締結日から5年を経過する日の翌日の属する月の2か月前の月の1日において新規申込受理分に適用される金利

*2 見直し後の金利適用日から5年を経過する日の翌日の属する月の2か月前の月の1日において新規申込受理分に適用される金利

(融資金利の特例措置について)

- 平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間に、中小企業勤労者（常時雇用する労働者数が300人以下である企業に勤務する方をいいます。）が財形住宅融資の申込みをされる場合は、当初5年間は上表の融資金利から年0.20%引き下げた融資金利が適用されます。
- 平成27年7月1日から令和8年3月31日までの間に、子ども等を扶養する勤労者（健康保険等において、本人又は配偶者が被保険者等であって、子ども等（※）を扶養する方をいいます。）が財形住宅融資の申込みをされる場合は、当初5年間は上表の融資金利から年0.20%引き下げた融資金利が適用されます。

※ 子ども等とは、次のア及びイに該当する方をいいます。

ア 出生日が次の表に該当すること

申込みの受付時点	出生日
令和7年4月1日～令和8年3月31日	平成19年4月2日以降

イ 申込みの受付時点で、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当すること

- （ア）申込本人又はその配偶者を被保険者とする健康保険等において被扶養者となっている申込本人の三親等内の親族（申込本人の配偶者の三親等内の親族を含みます。）
- （イ）申込本人を被保険者とする健康保険等において被扶養者となっている申込本人と内縁の関係にある者の子

（ご注意）

- 独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う財形貯蓄融資とは異なります。
- 財形住宅融資の金利は、5年固定金利制です。
- 5年経過ごとに金利の見直しがありますので、将来の金利情勢によっては、見直し後の金利が上昇し、返済額が増加することがあります。
- 融資の条件および手続については、「財形住宅融資のご案内」（パンフレット）又は当機構ホームページ（www.jhfa.go.jp）をご覧ください。
- 長期間の多額の借入金を将来の金利情勢にかかわらず安定的に安心してご返済いただくには、「財形住宅融資」と長期固定金利型住宅ローンを組み合わせてご利用いただくことをお勧めします。